

中堅企業等支援に関する 今後の取組方針（案）

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (1/3)

■ 今後の対応方針

- ① 資本金劣後ローンや中小機構・REVICに増強された原資(※)を用いた出資等により、コロナ禍に応じた適切な支援を実施する。
(※資本金劣後ローン：日本政策金融公庫等に補正予算額1兆1842億円。中小機構：経営力強化支援ファンドに令和2年度一次・二次補正で450億円。REVIC：令和2年度二次補正で、政府保証枠を1兆円→2兆円に拡充。)

<具体的施策方針>

【中小機構】

- ① – 1. 経営力強化支援ファンドについて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した、地域の核となる中堅企業等を対象に、経営力強化とその後の成長を支援するため、令和2年度において全国で5件の組成を行ったところ、引き続き新たなファンドの設立提案を公募する。〔経産省〕
- ① – 2. 各ファンドにおいては、ファンドの趣旨に照らしつつ速やかに出資先企業を選定し、ファンド設立後1年以内に、10件程度の出資案件の決定を目指す。〔経産省〕

【REVIC】

- ① – 3. REVICにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金資金の供給等を進め、事業者の生産性向上の取組みや事業統合等による採算性向上の取組みなどを後押ししていく。
また、これらの支援を通じて、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生や事業承継支援能力の向上、地域活性化の取組みを定着させる。〔金融庁〕

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (2/3)

■ 今後の対応方針

- ② 令和3年4月より活動を開始した事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小M&A推進計画」（令和3年4月 中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

< 具体的施策方針 >

【 M&Aの総合的推進】

- ② - 1. 中小企業等によるM&Aを推進するため、「中小M&A推進計画」で取りまとめられた今後5年間の取組に官民で着実に取り組むとともに、実施状況を年1回程度、定期的にフォローアップする。[経産省]
- ② - 2. 「中小M&A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有の在り方等について、関係省庁で連携して取組を進める。[経産省・金融庁]

【事業承継・引継ぎ支援センター】

- ② - 3. 令和3年4月に事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合し、事業承継・引継ぎ支援センターとして活動を開始したところ、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を継続して行う。また、域内外の民間事業者等との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、本センターの機能強化を図る。[経産省]
- ② - 4. 事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースに登録された案件についてマッチングの成約率を向上させるため、民間M&Aプラットフォームのデータベースとの連携強化も念頭に、データベースの段階的改修等の改善を行う。
また、金融機関や民間M&A仲介業者等がデータベースを閲覧・登録可能とすることを引き続き推進するほか、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間M&Aプラットフォームの更なる掘り起こしを行い、民間M&Aプラットフォームの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。[経産省]
- ② - 5. 事業承継ネットワークが実施するプッシュ型の事業承継診断により事業承継ニーズの掘り起こしを行うとともに、各都道府県に配置したコーディネーターにおいて、税理士・弁護士等の専門家を派遣するなどして、事業承継計画の策定支援を行う。また、事業承継診断を企業健康診断（事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促すもの）へ抜本的に見直すべく、令和3年度及び令和4年度に検討を行う。[経産省]

事業再生・M&Aを含む事業承継の促進 (3/3)

■ 今後の対応方針

- ② 令和3年4月より活動を開始した事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援機能を活かすとともに、拡充・新規措置した予算・税制等により、事業承継・引継ぎ支援に継続して取り組む。特に、第三者への事業承継（M&A）を円滑に行えるよう、「中小M&A推進計画」（令和3年4月 中小企業庁策定）で取りまとめられた取組を着実に推進する。

< 具体的施策方針 >

【基盤構築】

- ②－6. 令和3年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携したM&A支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業がM&Aに関する適切な支援を受けられる環境を整備する。〔経産省〕
- ②－7. 中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、令和3年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他のM&A支援機関からの意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。〔経産省〕

【予算・税制の活用】

- ②－8. 事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援しているところ、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
また、令和3年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。〔経産省〕
- ②－9. 事業承継・引継ぎ補助金等の予算措置、及び法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制等の税制措置の活用が促進されるよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を行う。〔経産省〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (1/6)

■ 今後の対応方針

- ③ 東京の若者(20~30代)にフォーカスしたUIターンについて、具体的なボトルネック（仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等）に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。
また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。

< 具体的施策方針 >

【仕事のマッチング】

- ③ - 1. 若者にはインターネット求人サイト掲載が有効(新卒最多の47%が利用)。他方、地方中堅企業等では、記載内容の魅力化、前提の自社分析や採用戦略(人材像、時期、ツール、媒体、社員教育、施策活用等)の磨き上げ、さらには企業HP・リモートセミナー・リモート面接といったWEB情報・サービスの整備活用を併せて行うことが重要。
- ③ - 2. 民間求人サイト活用について、令和2年度に開催した各種オンラインシンポジウム（先行的取組を行っている中堅企業、UIターン経験者及び有識者による講演等）の内容も併せて発信しつつ、令和3年度は、上記を一気通貫で取り組む実証を行い先進事例の創出を図るとともに、得られた知見を事例分析集としてまとめる。さらに、求人・採用から定着・育成等のアフターフォローまで含めた、地域の面的な連携による若者人材確保の取組の支援を検討する。〔経産省〕
- ③ - 3. 都道府県求人サイトを用いる移住・起業支援金と連動した支援(中途採用等支援助成金(UIターンコース))についても、コンサル経費まで対象に入れており、労働局等を通じて引き続き利用促進に努める。〔厚労省〕

【移転資金】

- ③ - 4. 若い世代の地方移住への関心が高まっている中、子育てが移住を検討する大きなきっかけにもなっていると推察。移住・起業支援金について、令和4年度に向け、子育て世代がより移住を行いやすい制度拡充を目指す。〔内閣官房〕

【暮らしの魅力】

- ③ - 5. 内閣官房・内閣府は、令和2年10月に運用を開始した地方暮らしの魅力を伝える総合情報サイト「いいかも地方暮らし」を通じ、移住等への関心をより高めるため、移住等に関するコンテンツ拡充、ユーザビリティの向上等を行う。また、引き続きアクセス解析を行い、サイトの構成等の改善に活用する。
経済産業省は、多様な移住経験者のインタビュー動画を政府広報特設ページに掲載しており、若者人材向けの政府の広報媒体等と連携し、今後も継続的に発信していく。〔内閣官房・内閣府、経産省等〕

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (2/6)

■ 今後の対応方針

- ③ 東京の若者(20~30代)にフォーカスしたUIターンについて、具体的なボトルネック（仕事のマッチング、移転資金、暮らしの魅力等）に対し、各省連携して移転促進支援に取り組む。
また、大卒正社員の3割が3年以内に離職する状況の中、第二新卒についてもリカレント教育の機会提供や就職支援を行う。

< 具体的施策方針 >

【第二新卒】

- ③ - 6. 第二新卒対象者も含め、リカレント教育により再就職等に資するべく、「職業実践力育成プログラム認定制度（大学が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを大臣認定）」について、令和3年度の新規公募、認定を行う。また、新たに「就職・転職支援のための大学リカレント教育事業」により、失業者や希望する就職ができていない若者等を対象に、大学と企業、労働部局等が連携し、即効性があり質の高いリカレントプログラムの開発・実施及び職業相談や就職支援を一体的に行う（40大学63プログラムを採択）。[文科省]
- ③ - 7. 社会人の学びのポータルサイト「マナパス」において、上記により開設される講座を含む社会人のリカレント教育に関する情報発信に取り組む。[文科省]
- ③ - 8. 「若者雇用促進法の指針」（青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針）により、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も新卒枠で応募可能とすることを求めており、この旨をWebサイト等を通じて引き続き情報発信していく。
コロナ禍により一部業種の新卒採用が厳しい状況の中、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進を図っていただくよう、中堅企業等に対して全国の労働局・ハローワークによる周知等を通じて継続的に働きかけを行う。[厚労省]
- ③ - 9. 「LO活プロジェクト」（地方への就職を希望する若者を支援）において、Webサイト等を通じて、地方就職希望者や、UIターン者の採用を行おうとする地方中堅企業等に対する情報発信を行う。また、ハローワークの全国ネットワークによる都市部から地方への就職支援等、地方中堅企業等に就職を希望する方のニーズに応じた支援を引き続き行う。[厚労省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (3/6)

■ 今後の対応方針

- ④ 都市部の若者の地方でのインターンについて、夏のインターン時期等も見据えつつ計画的に、全国での実施状況やコロナ禍での優良事例等も含めた情報収集・分析を行うとともに、自治体・大学・企業の三者への働きかけや場の設定を各省連携して行う。

<具体的施策方針>

【優良事例の発掘】

- ④ - 1. 令和4年度に実施予定の「大学等におけるインターンシップの実施状況調査」に向けて、より各大学等におけるインターンシップの実施状況を正確に把握できる調査項目に見直すとともに、「大学等におけるインターンシップの届出制度」やそれに基づく「大学等におけるインターンシップ表彰」等を通じて、大学・自治体・企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップの優良事例を継続的に発掘する。[文科省]

【自治体・大学・企業への働きかけ】

- ④ - 2. 上記優良事例等について、夏のインターン時期も見据えつつ、インターンシップ関連イベント（全国キャリア教育・就職ガイダンス（令和3年6月目途開催）、インターンシップ専門人材セミナー（同9月目途）、インターンシップフォーラム（同3月目途））を通じて広く情報発信する。また、関係省庁と連携し、関係省庁の研修会等において、横展開を図る。[文科省]
- ④ - 3. 自治体担当者等向け研修会（10月目途開催）や自治体への個別の相談対応等を通して、地方における質の高いインターンシップの展開を支援する。[内閣官房]
- ④ - 4. 中小企業等に対しマッチング等を通じて必要な人材確保を支援する事業等において、要件や加点等を通じたインターンの取組のインセンティブ付け、学生とインターンに関心を有する企業のマッチング、企業の魅力発信にもつながるようなインターン受入れプログラムの作成支援等を実施することを通じて、地域の中小企業等のインターン受入れの促進を図る。[経産省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (4/6)

■ 今後の対応方針

- ⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。

< 具体的施策方針 >

【DX等の社内人材育成】

- ⑤ - 1. 生産性向上人材育成支援センター(中小企業等の人材育成に必要な支援を行うため全国のポリテクセンター等に設置)において、在職者に対し豊富な訓練メニューを提供するとともに、特にAI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設等を行う。また、個々の企業の要望に応じ、オーダーメイドの訓練コースの設定や、職業訓練指導員の企業への派遣等を行うことで、細かなニーズにも対応していく。[厚労省]
- ⑤ - 2. 人材開発支援助成金(職業訓練等を計画的に実施した事業主等に対して助成)について、令和3年4月からITSS(ITスキル標準)レベル3~4相当の教育訓練を高率助成の対象としており、引き続き当該助成金を通じて企業内の人材育成を支援する。[厚労省]
- ⑤ - 3. 教育訓練給付(主として雇用保険被保険者が、指定された教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給)におけるIT分野の講座充実に向け、関係府省との連携を推進する。その中で、経済産業大臣認定である「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」について、法人や団体等に対する周知を行うとともに、講座の拡充に努めていく。[厚労省、経産省]
- ⑤ - 4. キャリア形成サポートセンター(キャリア形成に係る相談支援窓口)において、在職者等へのキャリアコンサルティングを行う。また、企業内で節目ごとに行うキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック)についても、同センターを通じて導入支援を行う。[厚労省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (5/6)

■ 今後の対応方針

- ⑤ DX等の専門人材について、中堅企業等の社内人材の育成のため、支援メニューの充実化や企業の活用促進を図る。また、就業に先立つ高等教育や公的職業訓練においても、DX等の企業ニーズを踏まえた人材育成・教育に取り組む。さらに、外部の専門人材について、兼業・副業を含めた多様な形でのマッチング支援や、人材派遣等を実施する。

< 具体的施策方針 >

【就業に向けたDX等の人材育成】

- ⑤ - 5. 高等教育段階において、数理・データサイエンス・AI教育のモデルカリキュラムや教材の作成・展開、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を通じ、同分野の人材育成を推進する。具体的には、リテラシーレベルのモデルカリキュラムや教材の普及展開、教育プログラム認定（令和3年7月目途）を実施するとともに、応用基礎レベルについても、モデルカリキュラムに基づく教材の作成や、教育プログラム認定の制度設計（令和3年度内目途）を行う。[文科省]
- ⑤ - 6. 公的職業訓練（希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の訓練の提供）の実施にあたり、地域の関係者によって構成される地域訓練協議会等を通じて、地域の求人ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進を図る。[厚労省]

【DX等の外部専門人材のマッチング・派遣】

- ⑤ - 7. プロフェッショナル人材事業および先導的人材マッチング事業を通じて、地域におけるハイレベル人材の確保や副業・兼業人材の活用を図ることで、地域への人材展開を通じた地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。[内閣官房]
- ⑤ - 8. 令和2年度第3次補正予算に盛り込んだ各種施策である、REVICに整備する人材リストから経営人材を確保した地域企業への補助、大企業人材に対する研修・ワークショップの提供及び本施策に関する周知・広報を着実に実施する。人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携しつつ大企業への働きかけを継続するとともに、マッチングの仲介役となる地域金融機関の人材仲介機能の強化を図り、地域企業のための経営人材マッチングを促進する。[金融庁]
- ⑤ - 9. 中堅企業等のテレワーク導入・改善を目的として、セキュリティやICTツールに係る課題を解決するため、関係省庁と連携しつつ、全国的な一次相談窓口（テレワーク・サポートネットワーク）を活用した初期相談やセミナー等の開催、テレワークマネージャーによる個別無料のコンサルティングを実施する。[総務省]

若手人材のUIターン等の人材の確保・育成の支援 (6/6)

■ 今後の対応方針

- ⑥ 外国人材の受入れに関して、特定技能制度の受入れ分野の追加等を必要に応じて検討する。
また、在留外国人が安全・安心な生活・就労を実現できるよう、行政窓口の強化や情報発信等の在留施策を推進する。

< 具体的施策方針 >

【特定技能】

- ⑥ - 1. 特定技能制度について、受入れ分野の追加は、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示した上で、出入国在留管理庁等の制度所管省庁において適切な検討を行う。
特定技能2号の対象拡大については、特定技能制度施行後2年を経過し在留者数も約2万人（令和3年3月末現在、速報値）に上っていることから、対象分野の追加に向けて、分野所管省庁において、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ検討を進める。[入管庁、業所管省庁]
- ⑥ - 2. 特定技能在留外国人数について、分野所管省庁における必要な措置を講じるための検討に資するよう、引き続き3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。[入管庁]

【在留支援】

- ⑥ - 3. 外国人在留支援センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せ対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援については、令和3年7月から開始する試行の結果を踏まえ、実施を検討する。
また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を引き続き実施する。[入管庁]
- ⑥ - 4. 在留外国人の安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）を掲載した生活・就労ガイドブックについて、関係省庁との連携の下、必要に応じて内容の更新をしていく。[入管庁]

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (1/8)

■今後の対応方針

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

<具体的施策方針>

【DXの取組推進】

- ⑦－１．「電子インボイス」の標準仕様を早急に策定し、デジタル庁がオーソリティとして適切に管理・運用する。また、標準化された「電子インボイス」を普及させるため、関係省庁とともに必要な支援策の検討等を行う。政府調達システムについても、令和4年度以降の具体的な改修に向け、必要な対応を行う。〔内閣官房〕
- ⑦－２．DX認定（情報処理の促進に関する法律による認定）の利用促進を図る。具体的には、中堅・中小企業向けガイドラインの策定や、地域における各種講演（必要に応じて地方説明会の場等において制度の説明を実施）等を行うことによって、DX認定の認知を増やすと共に、申請の検討をより行いやすくするための工夫を行う。また、DX投資促進税制（今通常国会において関連法成立）においてDX認定取得を要件の一つとするほか、DX認定企業がIT活用促進資金（日本政策金融公庫の制度融資）を利用する際に特利の対象になる等の金銭的支援も実施する。〔経産省〕
- ⑦－３．地域未来牽引企業等の地域企業においてデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組み整備や活動を支援するとともに、新事業実証等を通じた、地域産業のデジタル化のモデルケースの創出や地域課題の解決、デジタル人材の育成等を促進する。〔経産省〕
- ⑦－４．中小企業デジタル化応援隊（テレワークやEC等の活用について助言等を行うIT専門家と中小企業等とのマッチング支援）について、令和3年度は第Ⅱ期として、マッチング可能なIT専門家のリストをさらに充実させつつ取り組む。〔経産省〕
- ⑦－５．食品製造業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証する取組を支援するとともに、その成果の横展開を図る。また、新事業を展開する上でも中堅企業等の経営基盤を強化するため、事業再編に関する税制・金融等支援策について、中小企業診断協会や日本税理士連合会等と連携して周知するなど、活用を促進する。〔農水省〕

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (2/8)

■ 今後の対応方針

- ⑦ 中堅企業等における、事業改善や企業間連携を生み出すDXの取組促進に向けて、電子インボイスやDX認定等の制度環境整備を行うとともに、企業の取組に対して、ノウハウや資金等の支援を行う。また、コロナ禍等を踏まえた生産性向上や事業再構築の取組に対して、企業の状況や取組内容に配慮した形での支援を行う。

< 具体的施策方針 >

【生産性向上、新事業展開】

- ⑦ - 6. 中小企業等の生産性の向上に向け、設備投資やIT導入等を支援する「中小企業生産性革命推進事業」（令和2年度第3次補正予算において、さらに2,300億円を措置）について、通年での公募と複数回の締切日設定、通常枠に加えて多様な特別枠の創設（コロナ禍に対応した「低感染リスク型ビジネス枠」）など、事業者の状況や取組等に応じて活用しやすい形での事業実施に取り組む。〔経産省〕
- ⑦ - 7. アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和3年から「中小企業等事業再構築促進事業」（令和2年度第3次補正予算において、1兆1458億円を措置）を実施しており、現在第2回公募を実施中。今後もさらに3回程度の公募を予定。第1回公募の結果を踏まえ、今後、申請の際に添付が必要な書類の詳細について具体的に例示を示すことや、不採択となった事業者に対して審査における評価の内容をフィードバックするなどの取組を実施する。また、国が保有する補助金等のデータを民間に開放し、中小企業を支援する民間サービスの創出を促す。〔経産省〕

DX、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (3/8)

■今後の対応方針

- ⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。
また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

<具体的施策方針>

【各国研の横連携】

- ⑧－１．国研が行う研究開発支援についての認知度向上・利用拡大に向けて、産総研、農研機構、土木研、JST及び当該４法人の所管省庁の間で連絡会議を適宜開催し、各自の研究開発支援の実施状況や、情報発信・相談受付の状況に係る情報共有を引き続き行うとともに、必要に応じて新たな連携施策等を検討する。〔文科省、農水省、経産省、国交省〕
- ⑧－２．当該会議における情報・意見交換を踏まえつつ、４法人が引き続き連携し、各種説明会・セミナー等への共同参加・出展、PRチラシの配布、４法人合同ウェブページ（関連サイトへのリンク付け）やメルマガ、SNS等を活用した情報発信、各法人が公設試験研究機関等と連携して行っている活動に係る情報提供や連携等の取組を進める。〔文科省、農水省、経産省、国交省〕

【個別課題等に対応した研究開発】

- ⑧－３．令和２年度に開始した、大学・国研(産総研以外も対象)・公設試などを複数含む産学融合体制の構築のもとで地域企業等からのニーズ収集や、シーズのFS調査を行い事業創出を支援する事業（最大５年度支援）について、支援対象エリアを拡大する（令和２年度は２エリアで開始→令和３年度は新たに１エリアを選定）。〔経産省〕
- ⑧－４．大学等の研究成果の実用化を通じた企業への技術移転を促すため、産学共同研究への経費支援を行う事業において、これまで以上に企業ニーズに応えられるよう、引き続きマッチングプランナー等橋渡し人材を通じた支援を行っていくとともに、令和３年度より他機関連携をより推進することで、課題マネジメントや事業間連携の充実を図る。〔文科省〕
- ⑧－５．農研機構の全国５カ所に配置したビジネスコーディネーター等を窓口として、農業分野における中堅企業等との共同研究を実施し、中堅企業等の新しい生活様式に資する研究開発について引き続き支援を実施。〔農水省〕
- ⑧－６．土木分野の建設生産プロセス等の全面デジタル化や非接触・リモート型への転換に向け、土木研が令和３年３月に整備した“建設DX実験フィールド”を活用し、中堅企業等と意見交換を行いながら、共同で研究を進める。〔国交省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (4/8)

■ 今後の対応方針

- ⑧ 中堅企業等からの相談の裾野を広げるべく、各省所管の国研（産総研、農研機構、土木研、JST）について、横連携で案件発掘を行うための体制を構築し実施するとともに、事例等の周知広報に取り組む。
また、国が特定するコロナ禍の研究課題や、中堅企業等地域発のニーズ・課題を起点にした研究開発の伴走支援を行う。

<具体的施策方針>

【研究開発事例等の周知広報】

- ⑧－ 7. 各法人の年度計画において、中堅企業等に対し成果事例等の周知広報を行う旨を記載し継続して取り組む。〔文科省、農水省、経産省、国交省〕
- ⑧－ 8. 産総研の企業支援策や成果について、Web形式を含めたテクノブリッジ等の展示会イベントを開催し広報する。また、展示会やセミナー等を他法人（4法人のみならず広く検討）等と合同で開催することなどを検討する。〔経産省〕
- ⑧－ 9. 大学や国立研究開発法人等の研究成果について、Web形式を含めたイノベーションジャパンや新技術説明会等のイベントを開催し、中堅企業等に向けて発信するとともに、中堅企業等と大学等の研究者のマッチングの場を提供する。〔文科省〕
- ⑧－ 10. 農研機構の共同研究開発等を通じた支援や成果について、対象を明確にした、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行うとともに、オンラインによるイベントの開催等を行う。〔農水省〕
- ⑧－ 11. 土木研と企業との共同研究に基づく成果事例等の周知を行う土研新技術ショーケースを令和3年度は6箇所（広島、大阪、東京、仙台、名古屋、札幌）で開催する（一部プログラムについては後日オンラインでも全国配信）。〔国交省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (5/8)

■ 今後の対応方針

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<具体的施策方針>

【国際的ルールづくり・流通等の環境整備】

- ⑨ - 1. 経済連携協定や投資関連協定等を通じ、中堅企業等の海外展開に資する国際的なルールづくりや利活用を促進する。外務省では、FTA・EPAの利活用に関するオンラインセミナーの開催回数を増やす（令和3年度は3回以上を目標）。経産省では、輸出先国の貿易データの入手・分析やJETROによるアンケート調査等を継続して実施し、より正確なEPA利活用の実態把握に取り組むとともに、事例集やEPA解説書等を通じた中堅企業等への情報提供やEPA相談窓口の体制整備を行う。[外務省、経産省]
- ⑨ - 2. サプライチェーンの国内強靱化に向けた拠点・設備補助金について、現在、2次公募の7月以降の採択公表に向けて、外部有識者による審査中であり、まずは本予算による支援を着実に実施していく。[経産省]
- ⑨ - 3. 輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等について、令和3年4月に取りまとめた「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」を踏まえた施策を講じる。[農水省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (6/8)

■今後の対応方針

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<具体的施策方針>

【オンライン等を通じた輸出支援】

- ⑨－ 4. JETROのジャパンモール事業（海外ECサイト連携）について、BtoC向けの連携先を60箇所以上に拡大する。また、令和2年度に開始したBtoB向け連携も、通年型のオンライン展示会への出展支援を本格運用し、成果の拡大を図る（令和2年度は8件のオンライン展示会に出展、計896社を支援）。〔経産省〕
- ⑨－ 5. JETROにおいて令和2年度に整備した、デジタル・コミュニケーションツールにより国内外の事業者等をつなぐ商談支援プラットフォームにより、オンライン商談会の開催を引き続き実施する（令和2年度10月以降の 実績：175件、令和3年度6月までの予定12件）。また、海外バイヤー向けに日本商品を紹介するオンラインカタログサイト「Japan Street」を通じ、世界中のバイヤーと中堅企業等とのマッチングを支援する。〔経産省〕
- ⑨－ 6. 農水省でも上記プラットフォームを活用し、農林水産物・食品の海外向けオンライン商談会等を実施拡大する。また、成約率・額を向上させるため、JETRO海外事務所での食品サンプルを展示するショールーム設置、バイヤー等を対象とした試食会等を実施する。さらに、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、サンプル商材等によるキャンペーン等を実施する。〔農水省〕

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (7/8)

■ 今後の対応方針

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<具体的施策方針>

【現地展開プラットフォーム、総合的情報提供】

- ⑨－ 7. JETROに令和3年2月に立ち上げたビジネスマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を通じて、国内外企業のマッチング機会の提供やウェビナー、ピッチイベント等を継続して実施するとともに、専門家によるビジネス戦略策定支援や提携先発掘支援など、より充実した支援を提供する。[経産省]
- ⑨－ 8. JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所等が参加する「新輸出大国コンソーシアム」において、海外展開を図る中堅企業等に対し、事業計画策定から商談成立までの段階に応じて専門家が伴走型で支援する。ポテンシャルのある企業を支援していくため、今後、海外展開を図る地域未来牽引企業やグローバルニッチトップ企業等から支援申込があった際には、加点することで採択可能性を高める。[経産省]
- ⑨－ 9. 在外公館を通じた支援事業（日本企業支援担当官、インフラプロジェクト専門官、インフラアドバイザー、弁護士等の活用による現地の情報収集・情報提供、法律相談等）について、企業のニーズが特に大きい分野をはじめとして強化及び充実化を図る（現状：97の在外公館に約200名のインフラプロジェクト専門官を設置。令和2年度は、12公館でインフラアドバイザー事業を、17公館で弁護士等の活用事業を実施。） 。[外務省]

D X、研究開発、海外展開等の新たなビジネス展開の支援 (8/8)

■ 今後の対応方針

- ⑨ FTA・EPA等の国際的なルールづくりを進めるとともに、中堅企業等の利活用を促進するための情報提供、相談対応に取り組む。オンラインプラットフォームの整備・活用や、オンライン展示会・商談会への参加等により、輸出拡大を支援する。現地情報の提供や伴走型の相談対応、分野戦略的な展開等により、海外との事業連携や現地事業展開を支援する。

<具体的施策方針>

【分野戦略的な現地事業展開】

- ⑨－10. JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」（途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援）において、令和2年度に企業の関心が高かった、海外渡航を伴わず実施可能な「遠隔実施型」と、企業と地域金融機関が連携する「地域金融機関連携案件」について継続募集する（令和3年度は2回公示予定）。特に、外交イベントにあわせた効果的な展開を支援するため、関連の応募を強く勧奨する（第9回太平洋・島サミット(令和3年7月2日)、第8回アフリカ開発会議(令和4年)等）。[外務省]
- ⑨－11. 「協力準備調査(海外投融資)」（調査提案を民間法人から公募し、委託調査として費用等を支援することで、主にJICA海外投融資の活用を前提とした事業の計画策定を支援する制度）を通じ、中堅企業等のインフラ等事業展開を支援する（令和3年度5件予定）。[外務省]
- ⑨－12. 「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」（令和3年6月下旬以降、外部審査委員会を通じて、対象となる脱炭素技術のリストを採択予定）のもと、我が国NGOが中堅企業等を含む日本企業とともに、途上国へ対象技術の導入を進める取組について、NGO連携無償資金協力等により事業形成を支援する。[外務省]
- ⑨－13. 中堅・中小建設企業の海外展開のため、中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）等を活用し、個別相談会や現地人材採用のジョブフェア、現地訪問団派遣等を実施する。また、我が国の中堅・中小建設企業の優れた建設技術を紹介する「建設技術集」（令和3年夏頃作成予定）を在外公館等を通じて情報発信する。さらに、コロナ禍による海外工事の中断・遅延に伴う契約トラブル等の解決を支援するため、法律相談を無料で受けられる環境を整備する。[国交省]